

学校経営のポイント

学びの輪を生かし“可能性に挑む実践”を

若井 彌一

新しい学年が始まった。この教職研修資料が読者の皆さまに配信される日には、全国の小・中・高等学校、特別支援学校等で入学式が終わり、1年間の教育活動が本格的に開始されるころかと思われる。

新学年度の始まりにあたり、学校としての基本的な姿勢、または心がけについて述べておきたい。

新基本法で示された“学校教育のあり方”

昨年12月22日に公布、即日施行された教育基本法（以下「新法」と略）では、「法律に定める学校」においては、「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と定めている（第6条第2項前段）。

この規定は、法律に定める学校に新たな課題を課したというよりも、学校が現実に実行している教育について、それを法律条文としてあらためて確認したものといつてよい。現実に、わが国の多くの学校では、このように法定されている教育活動のあり方を意識した適切な系統性のある内容とその効果的・組織的指導が展開されているものと推認される。

改正前の教育基本法（旧法）では、学校が実行すべき教育のあり方について直接的な規定を設けていなかったが、新法では、各学校における教育活動のあり方が、大筋として示されたことになる。

ちなみに、新法第6条第2項後段の規定は、むしろ学校教育法施行規則が学習指導要領に盛り込んでおくことがふさわしいのではないと思われるが、最近の学校教育の一部に見られる好ましくない現実を憂慮して、教育基本法に盛り込まれることになったことは、大方の知るとおりである。

われわれ人間は、さまざまな人々、もの、ことと

の関係において生存している。教育は、このような関係性について、具体から抽象に及ぶ広範・複雑な内容に関する理解を広め、かつ深めることにより、学習者（児童・生徒）が聡明に生きていけるようにする営みである。

教育基本法第1条は、そのことを「教育の目的」として示している。第2条では、この教育の目的を実現するために、「学問の自由」を尊重しつつ、達成すべき5つの基本的項目を目標として掲げている。

5項目は、どれも基本的事項であり、これらをどのような教育活動によって実現していくかについては、各学校の裁量に少なからずゆだねられている。

“関係力”を育成・活用し、可能性に挑戦を

ところで、各学校の教育活動の展開は、教育課程という年間教育計画（ドラマでは脚本）に基づいて、校長・教頭・教諭（主任を含む）、事務職員等、児童・生徒とその保護者、さらには地域住民等を含む多様な出演者により創出される連続ドラマに譬えることができる。

そのドラマをどれだけ充実させ、観客を魅了することができるか否かは、出演者の自覚とそれに基づく向上意欲にあふれる実践、相互の励まし合いと協力、点検・反省と再試行等に多くをゆだねている。甲子園球場での高校野球、世界選手権レベルのスポーツ競技大会だけが、夢のあるドラマではない。出演者のそれぞれの努力と協力により、学校の教育活動は感動深いドラマと化す。

児童・生徒の人間関係を生かした学びの輪を効果的に用い、児童・生徒の個人と集団の可能性の限界に挑む、志気高き教育実践を心がけたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属図書館長）

●好評発売中！ ● 最新刊 坂田 仰（日本女子大学）【解説】A5判130頁・定価1260円 教育開発研究所

新しい時代の、新しい基本法を
教育現場はどうとらえたらよいか！

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5判215頁・定価2520円

★好評発売中！ 『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』